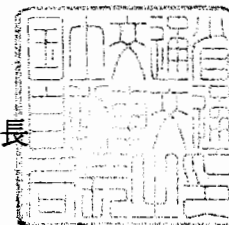


国自整第 88 号の 3  
平成 20 年 10 月 14 日

社団法人 日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



大型特殊自動車に係る不正な改造等の再発防止について

今般、貴会会員の中に、大型特殊自動車の新規検査受検後に、手すり、昇降ステップ等の部品装着、バケット置き台の補強等の不正な改造又は架装を実施し、道路運送車両の保安基準に不適合な状態、又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していた事実が判明した。

このような不正事案の防止については、平成 17 年 7 月 15 日付けで発出した「軌陸車等の鉄道保線用車両の車両総重量超過の再発防止について」により、新規検査又は予備検査を受けた後において、不正な改造等が行われないう、貴会に対し、傘下会員に対する指導の徹底を要請したところである。国土交通省としては、今回の事案を重く受け止め、今後、同種事案が再び発生した場合には厳正に対応することとしており、貴会傘下会員に対し、法令の遵守について、再度徹底されたい。

また、貴会傘下会員の中に、本件事案と同種の行為を行っていないかどうかを調査し、行っている場合には、会社名、不正改造の内容等について、平成 20 年 12 月 15 日までに報告されたい。